

アイデンティティ連携トラストフレームワーク推進コンソーシアム

運営規則

第 1 章 総則

第1 条 (名称)

本コンソーシアムは、「アイデンティティ連携トラストフレームワーク推進コンソーシアム」(英語名:「The Consortium for Identity Federation Trust Framework」)と称する。

第2 条 (目的)

本コンソーシアムは、産業界のニーズを通して、アイデンティティ情報を異なる組織間で連携するための環境整備を推進し、組織間の相互運用性、効率性を確立するとともに、利用者に対する利便性、透明性を向上させ、新規ビジネス創出、オンライン完結社会の推進を目的とする。

第3 条 (事業内容)

本コンソーシアムは、第2 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① マイナンバー制度を視野に入れたアイデンティティ連携トラストフレームワークの制度および技術等の検討
- ② アイデンティティ連携によってサービスの効率化、高度化が図れるユースケースの創出

第 2 章 会員等

第4 条 (会員の定義)

- (1) 本コンソーシアムは、第2 条の目的に賛同し、事務局に所定の入会申込書を提出した会員により構成する。なお、会員から退会の意思表示がない場合は、本会の会員を継続するものとする。
- (2) 会員の種別は、次のとおりとし、その会員となろうとする者は、その目的により自由に選択することができる。

- ① 法人会員：本コンソーシアムの活動に関心を持つ企業を対象とする。また、本コンソーシアムが実施するワーキンググループ活動等に参加すること、本コンソーシアムが会員に限定して発信する各種情報の提供を受けることができる。また、「次世代電子情報利活用推進フォーラム」への無償での参加資格を有する。
- ② 地方会員：本コンソーシアムの活動に関心を持つ企業で、その所在地が首都圏以外にあり、各活動への参加が難しい企業を対象とする。地方会員は、会員専用サイトからの情報提供、並びにストリーミング等による会合の視聴ができる。なお、

「次世代電子情報利活用推進フォーラム」の参加資格は含まない。

- ③ 特別会員：大学、公益団体、学術研究機関、官公庁、自治体に所属する有識者であって、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、本コンソーシアムが実施するワーキンググループ活動等に参加を希望する個人は、特別会員になることができる。その権利は「次世代電子情報利活用推進フォーラム」の参加資格を除き、法人会員と同等とする。

第5条（会費）

第4条の規定に基づき、会費に関して必要な事項を下記の通りとする。

法人会員：95,239円（消費税別途）

地方会員：47,620円（消費税別途）

特別会員：会費免除

- ① 会費は、毎事業年度の更新手続後、2月以内に納入するものとする。
- ② 事業年度開始後入会した会員については、当該事業年度分の会費を入会后2月以内に納入するものとする。
- ③ 会員が退会した場合は、既に納入した会費は返還しない。

第6条（会員の退会）

- (1) 会員は、退会の3ヶ月前までに事務局に所定の退会届出書を届け出ることにより、自主的に退会することができる。
- (2) 会員が会費を納入せず、または会員として本コンソーシアムの趣旨にふさわしくない行為を行ったときは、会員を退会させることができる。

第7条（オブザーバー）

- (1) 本コンソーシアムに、必要に応じてオブザーバーを招聘することができる。
- (2) オブザーバーは、見識者及び学識者から選任する。
- (3) オブザーバーは、本コンソーシアムの活動に関して必要な助言を行う。

第3章 役員等

第8条（役員を選任及び任務）

本コンソーシアムの役員と役員を選任及び任務は以下の通りとする。

- ① 本コンソーシアムに会長1名を置く。会長は、本コンソーシアムを代表するとともに、会務を総理する。
- ② 本コンソーシアムに幹事を置く、活発なコンソーシアム活動を先導するため、会員から幹事を選任する。なお、事務局を代表する者は幹事を兼ねることができる。

第9 条（役員任期）

会長及び幹事（以下併せて「役員」という。）の任期は本コンソーシアム活動終了時までとする。ただし、本コンソーシアムの運営に支障が生じないことを会長が確認できる場合には任期途中においても辞任できるものとする。その場合は、後任者は会長の承諾を得て前任者の役職を継承する。

第4章 運営等

第10 条（運営）

- (1) 本コンソーシアムは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の事業プログラム制度により運営する。
- (2) 本コンソーシアムの事業の運営及び事業に関する事務処理を行うため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）電子情報利活用研究部に事務局を設置する。
- (3) 事務局には、事務局長1名を置く。

第11 条（幹事会）

- (1) 本コンソーシアムに、会長、幹事により構成される幹事会を置く。
- (2) 幹事会の議長は、会長とする。なお、会長が欠席できない場合は、事務局を代表する者が議長を代行することができる。
- (3) 幹事会は、必要に応じて開催するものとし、議長がこれを招集する。
- (4) 幹事会は、電磁的方法による開催を可能とする。

第12 条（幹事会の議決）

- (1) 幹事会の議事は、出席している幹事（電子メールによる総会においては有効回答）の3分の2以上をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (2) 幹事会における議決は、委任状を含む。

第13 条（幹事会の職務）

幹事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- ① ワーキンググループ等の設置及びワーキンググループ等における検討事項
- ② ワーキンググループ等の議事経過・結果
- ③ 各年度の事業計画案及び事業報告

附則

(施行)

- 1 本規則は、平成27年 7月30日から施行する。